

問い合わせ

かかみがはらししゃかいふくしきょうぎかい
各務原市社会福祉協議会 権利擁護センター

電話 058-322-5118

FAX 058-382-3233

Eメール kouken@kakamigahara-shakyo.jp

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

(土日・祝日・12月29日～1月3日は除く)

問合せメールアドレス▶



アクセス



〒504-0912 各務原市那加桜町2丁目 163番地

総合福祉会館北側に駐車場あり

秘密は厳守します お気軽にご相談ください

かかみがはらし
各務原市

しゃかいふくしきょうぎかい
社会福祉協議会
けんりようご
権利擁護センター

パンフレット

にちじょうせいかつ
日常生活
じりつしえんじぎょう
自立支援事業
ふくし (福祉サービス利用援助事業)

せいねんこうけんせいど
成年後見制度

ほうじんこうけん
法人後見

しゃかいふくしほうじんかかみがはらしあきふくしきょうぎかい
社会福祉法人各務原市社会福祉協議会

各務原市社会福祉協議会

けんりようご

権利擁護センター

地域共生社会の実現に向けて、障がいのある人もない人も、地域で誰もが尊厳ある自分らしい生活が継続できるよう支援する「権利擁護支援」を推進します。

社会福祉協議会が行う3つの権利擁護支援で一体的に相談から支援、解決に結びつけます。本人の希望やお気持ちを中心に地域、福祉、医療、司法等多機関で連携し「誰もが主役のまちづくり」をすすめています。

日常生活自立支援事業

- 福祉サービスの利用ができるようにお手伝いします。
- 日常的なお金の出し入れや日常生活に必要な事務手続きのお手伝いをします。
- 大切な書類を貸金庫でお預かりします。

成年後見支援センター

- 成年後見に関するあらゆる相談をお受けします。
- 成年後見制度が利用できるよう申立書類の記入方法などを助言します。
- 成年後見制度を正しく理解していただくために講演会や研修会を開催します。
- 市民後見人の養成を行っています。

法人後見

- 社会福祉協議会が法人として後見人等の業務を担っています。
- 社会福祉協議会がこれまで培ってきた地域福祉活動と地域でのネットワークをいかして、意思決定支援、権利擁護支援を図ります。

権利を守るために制度はさまざまです。

判断能力の状態によって、利用できる制度が異なります。
次のページで、自分もしくは、あなたの大切な方が利用できる制度について確認してみてください。



あなたに必要なサービスは？

権利擁護センターでは、支援の必要な方をサポートします。自分もしくは、あなたの大切な方がどのような支援が必要か、下のチェックシートで確認してみてください。



- 通帳や印鑑をよく失くしてしまう。
- 税金や公共料金の支払いに自信がない。

日常生活自立支援事業
の利用をおすすめします

3ページへ

- 認知症が進行してきた母親名義の定期預金の解約に行ったところ、「息子さんであっても解約の手続きはできません」と言われた。

成年後見制度
の利用をおすすめします

5ページへ

- 知的障がいがあるので、母親に金銭管理を任せていた。母親が病気で倒れてしまった。

- 一人暮らしの認知症の父が繰り返し悪質商法の被害に遭っている。

- 将来のことが不安。支援してくれる人を今のうちに決めたい。

任意後見制度
の利用をおすすめします

10ページへ

- 権利擁護センターのアクセス・開所日について知りたい。

裏表紙をご覧ください

日常生活自立支援事業とは？

日常生活自立支援事業ってどんな制度なの？

ヘルパーさんやデイサービスを頼みたいけどどうしたらいいの…？

毎月の電気代や携帯電話代の支払い…お金のやりとりに自信がない…。

通帳や印鑑、どこにしまったか忘れてしまった…。

福祉サービスの利用や行政手続きのお手伝いをします

福祉サービスの利用料や公共料金、医療費等の支払いのお手伝いをします

銀行の貸金庫等で大切な書類等をお預かりします

このような方を対象としています

認知症高齢者や知的障がい、精神障がいなどで、自分ひとりでは福祉サービスの利用契約等に不安のある方です。



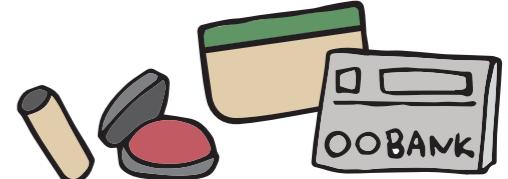
- 各務原市に居住していること
- 金銭管理や福祉サービスの利用等について、自分ひとりで行うには不安のある方
- 日常生活自立支援事業の利用について、契約を締結する判断能力があると認められること

利用料はいくらかかるの？

1時間あたり 1,200 円

※ 1時間を超えると 30 分ごとに 600 円加算

※生活保護の方は無料です



書類預かりサービス

1か月あたり 500 円

銀行の貸金庫等で大切な書類をお預かりします。

＜お預かりできる書類等＞ ・年金証書 ・預貯金通帳 ・実印、銀行印など

＜お預かりできないもの＞ ・宝石、書画、骨董品、貴金属類など

サービスの流れ

① 相談の受付

本人・家族、福祉支援者などを通じて権利擁護センターへご相談ください。
秘密は厳守いたします。



② 訪問調査

専門員が、自宅等にご相談に伺います。



無料 お金はかかりません

③ 支援計画の作成・契約締結

訪問の回数や支援の内容について、ご希望をお聞きしながら支援計画を作成し、利用契約を結びます。



④ サービス開始

生活支援員が、支援計画に沿って、お手伝いをします。



有料 1時間あたり 1,200 円

安心してご利用いただくために お手伝いへの不満があるとき

- 岐阜県社会福祉協議会において、利用者の苦情を受け付けています。
- 岐阜県成年後見・福祉サービス利用支援センター 電話 058-274-7143

- 法律・福祉・医療の専門家と当事者組織などで構成されている「運営適正化委員会」がこの事業について監視を行い、利用者の苦情も受け付けています。
- 岐阜県運営適正化委員会 電話 058-278-5136

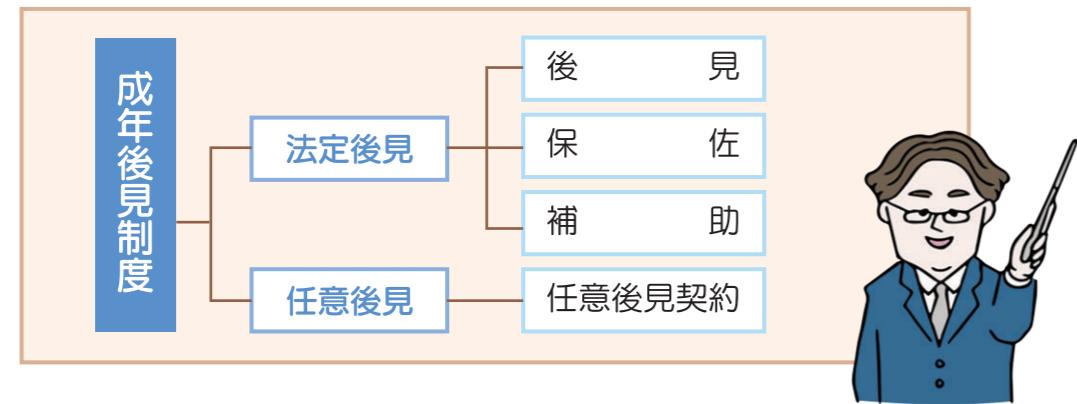
せいねんこうけんせいど 成年後見制度とは？

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がい、発達障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない人について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等※）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

この制度は本人の判断能力によって大きく2つに分かれます。

すでに判断能力が不十分になってから利用する「法定後見制度」と、判断能力があるうちに将来、判断能力が不十分になった場合に備えておく「任意後見制度」があります。

※成年後見人等には「成年後見人」「保佐人」「補助人」を含みます。



後見人等の役割

ざいさんかんり
財産管理

財産保全や管理、預貯金の出し入れをはじめ、不動産の処分や遺産分割、賃貸借契約などについて本人に代わって行います。

じんじょうほご 身上保護

介護・福祉サービスの契約、医療・福祉施設の入退所手続き、費用の支払いなど日常生活に関わる契約などの支援をします。ただし、介護等の事実行為や医療の同意などは行いません。

ポイント

成年後見制度は

1. 家庭裁判所への申立が必要です。
 2. 成年後見制度の利用が始まると、原則、途中でやめることができません。
 3. 成年後見人等へ報酬の支払いが必要です。

「法定後見制度」は、本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つ類型に分かれます。類型により成年後見人等が行える業務の範囲が変わります。（下図参照）

類型	代理権	同意権・取消権
後見	財産に関するすべての法律行為	日常生活に関する行為(①)以外の行為
保佐	申立ての範囲内で与えられた法律行為	民法13条1項所定の行為(②)、申立ての範囲内で与えられた法律行為
補助		民法13条1項の範囲内で、かつ申立ての範囲内で与えられた法律行為

①日常生活に関する行為とは、日用品の購入、電気代、ガス代、水道料金の支払い、それらの経費の支払いに必要な預貯金の引き出しなどです。

② 民法13条1項に定められた行為とは、借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築などです。

成年後見制度を利用するため家庭裁判所に申立てをすると審判が行われます。なお、申立てをした後は、家庭裁判所の許可を受けなければ、申立てを取り下げることはできません。

成年後見人等には、親族の他、弁護士、司法書士、社会福祉士等の法律や福祉の専門家や法人、市民後見人などから本人にとって最も適切な方を家庭裁判所が選任します。

ポイント！ 申立ができる親族の範囲

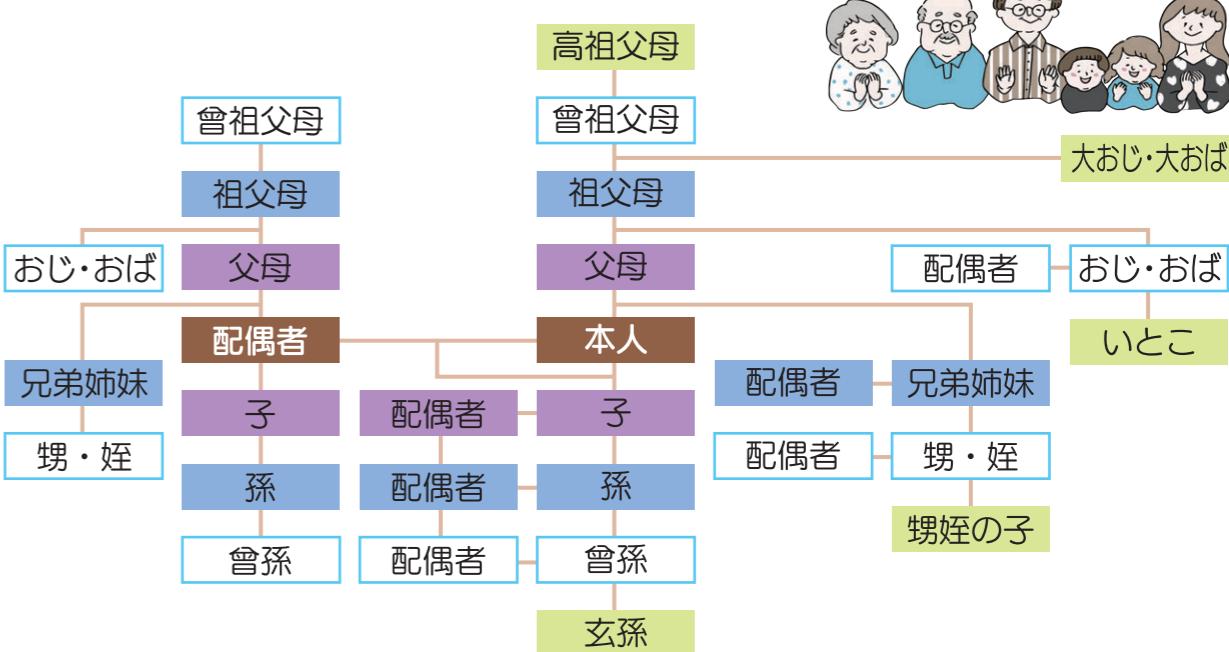
一親等

二親等

三親等

四親等

【申立ができる人】
本人・配偶者・四親等以内の親族（下図参照）
市長・検察官



せいねんこうけんせいどりようてつづ 成年後見制度利用の手続き

【申立ができる人】本人・配偶者・四親等以内の親族・市長・検察官

① 初回相談

成年後見支援センターを利用したり、弁護士事務所や司法書士事務所などに相談します。成年後見制度の概要や誰が手続きを行うのか、候補者がいるのかなどを相談します。

③ 申立書類作成

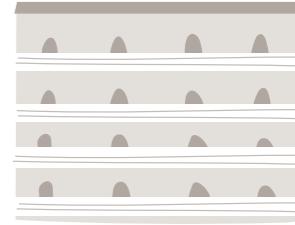
下部に記載の【作成書類】は裁判所のウェブサイトからダウンロードでき、ご自身で作成することもできます。また法律の専門家へ書類作成を依頼することも可能です。なお、成年後見支援センターでは書類作成は行えませんが、記載方法についての助言は可能です。

岐阜家庭裁判所のホームページ

<https://www.courts.go.jp/gifu/saiban/tetuzuki/syosiki/index.html>

⑤ 申立

家庭裁判所へ書類を提出することを「申立」と言います。方法は、家庭裁判所へ持参する方法と郵送で行う方法と2種類あります。持参される場合は事前に岐阜家庭裁判所後見係（電話 058-262-5345）へ連絡をしてから訪問をするとスムーズです。



① 初回相談

② 書類作成依頼

③ 申立書類作成

④ 必要書類準備

⑤ 申立

⑥ 審判

② 書類作成依頼

2つの書類作成を依頼します。

- (1) 本人情報シート
本人を担当しているケアマネジャーなど
福祉関係者に依頼します。
- (2) 診断書（成年後見用）
本人の主治医に依頼します。成年後見用の診
断書を持参し、依頼してください。（有料）

④ 必要書類準備

下部に記載の【取り寄せ書類】が必要です。
Ⓐ～Ⓑはご本人がお住まいの市役所などで得ることができます。
Ⓐは法務局で取り寄せます。
Ⓐ～Ⓑは郵便でも取り寄せることができます。
Ⓐ、Ⓑはご本人の状況に応じて準備してください。
Ⓓは原本が必要です。



⑥ 審判

概ね3か月以内に審判通知が届きます。
この通知がおりるまでに、家庭裁判所は必要に応じて調査や鑑定などを行います。

審判は申立人・本人・成年後見人等へ文書で通知されます。文書を確認してから2週間で審判が確定し、成年後見人等の業務がスタートします。

【作成書類】

- ①開始申立書 ②代理行為目録 ※
- ③同意行為目録 ※
- ④申立事情説明書
- ⑤後見人等候補者事情説明書 ※
- ⑥財産目録 ⑦相続財産目録 ※ ⑧収支予定表
- ⑨親族関係図 ⑩親族の意見書 ※
- ※の書類は必要に応じて作成します。

【取り寄せ書類】

- Ⓐ本人の戸籍謄本
- Ⓑ本人の住民票または戸籍附票
- Ⓒ申立人と本人の関係がわかる資料（戸籍など）
- Ⓓ本人の登記されていないことの証明書
- Ⓔ本人の健康状態がわかる資料（介護保険証等）
- Ⓕ本人の財産状況がわかる資料（土地登記簿等）
- Ⓖ本人情報シート
- Ⓗ診断書（成年後見制度用）

【手続きにかかる費用】（令和6年10月時点）

- 申立手数料 800円（収入印紙）※代理権・同意見を設定すると別途費用が掛かります。（補助、保佐の場合）
 - 登記手数料 2,600円（収入印紙）
 - 送付用切手 4,760円（切手）
 - ① 500円 4枚 ② 350円 2枚
 - ③ 110円 16枚 ④ 50円 2枚
 - ⑤ 20円 5枚 ⑥ 10円 10枚
- ※鑑定の場合、追加で5万円～10万円が必要です。



成年後見制度と日常生活自立支援事業 Q&A

Q1 手続きに時間かかるの?

成年後見制度

書類を整え、家庭裁判所に「申立」をしてから概ね3か月以内で「審判」があります。

日常生活自立支援事業

相談から契約に至るまで1~2か月程度かかります。

Q2 支援の内容の違いは?

○できる × できない △手続き支援のみ

支援内容	成年後見制度	日常生活自立支援事業
日常生活に 関すること	日用品を買うための金銭管理	○
	年金受け取りのための手続き	○
	通帳や銀行印の保管	○
	医療費の支払い	○
	福祉サービス等の利用契約	△
生活の場に 関すること	住居や入院先の確保	○
	施設への入退所契約	○
	施設での生活の見守り	○
重要な財産に 関すること	消費者被害の取消し	○
	不動産の処分	○
	遺産分割	○

Q3 お金はどれくらいかかるの?

成年後見制度

手続き費用…概ね 15,000 円 (詳しくは 7・8 ページ)

成年後見人等の報酬の目安…概ね月額 20,000 円程度 (目安)

※家庭裁判所が本人の財産などに応じて決定します。

- ・後見監督人が選任されると別途報酬が必要です。
- ・経済的な理由で利用が困難な場合は、費用の全部または一部を助成する「各務原市成年後見制度利用支援事業」を利用できる場合があります。

日常生活 自立支援事業

手続き費用…無料

福祉サービスの利用援助・日常的金銭管理サービス…1 時間あたり 1,200 円
(1 時間を超えると 30 分ごとに 600 円加算)

書類預かりサービス…1 か月当たり 500 円 ※生活保護世帯は無料です。

Q4 いつでもやめることはできるの?

成年後見制度

本人の判断能力が回復するか、お亡くなりになるまで続きます。

成年後見人等が辞任・解任される場合もありますが、その時も次の成年後見人等が選任されます。

本人が利用を中止したいと申し出ればやめることができます。

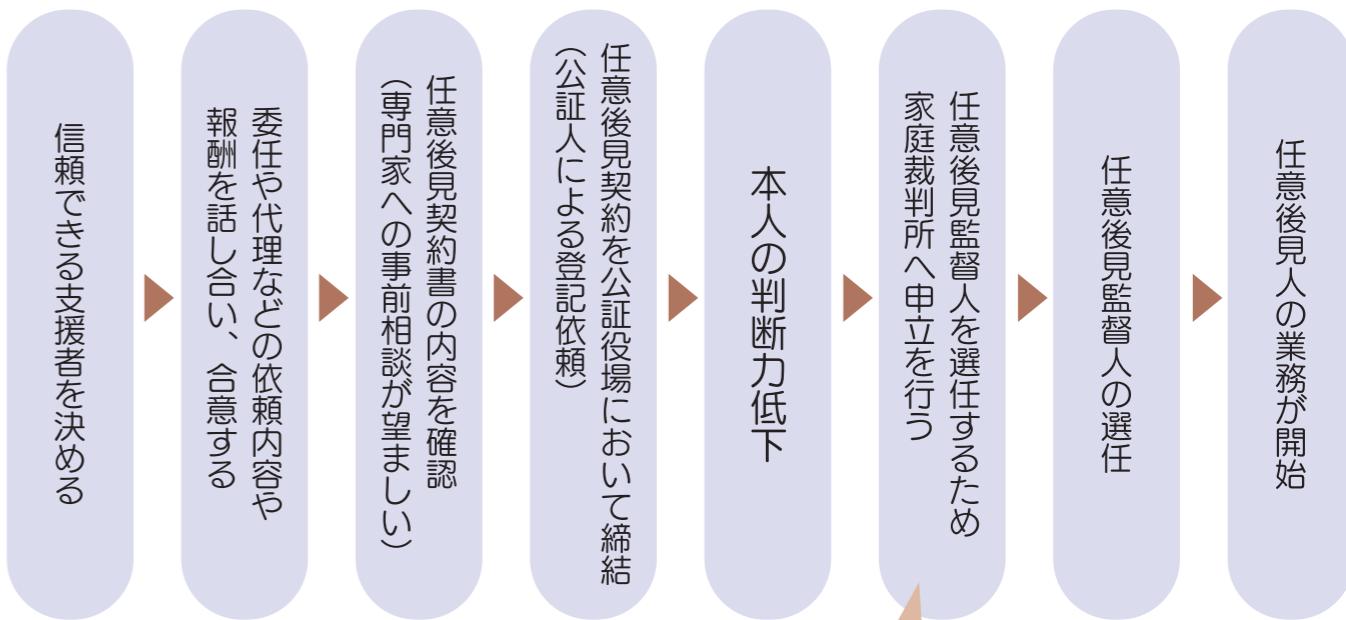
ただし利用を中止する前に関係者を交えて協議することができます。

任意後見制度について

ひとりで決められるうちに、認知症や障がいにより判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結ぶものとされています。

本人がひとりで決めることに心配が出てきたときに、家庭裁判所に申立てを行い、任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。

制度利用の流れ



ポイント!

申立てをすることができる人は、本人、配偶者、四親等内の親族 (P6 の図参照)、任意後見受任者です。
※申立てには別途費用が必要です。

任意後見契約公正証書の作成費用

任意後見契約のみ作成した場合、次のような費用が発生します。

基本手数料	11,000 円～
登記嘱託手数料	1,400 円
収入印紙代	2,600 円
その他	書留郵送用の切手代、正本謄本の作成手数料など

任意後見人等への報酬

任意後見人の報酬	無償～5万円/月(目安) ※任意後見人の報酬は契約時に本人と受任者が合意した額
任意後見監督人の報酬	1～3万円程/月(目安)

※その他 専門家 (弁護士等) への書類作成報酬などが発生する場合があります。